

平成 26 年第 2 回更別村議会定例会会議録(1 日目)

平成 26 年 6 月 10 日

1. 出席および欠席の議員は別表 1 のとおりである。
2. 会議事件は別表 2 のとおりである。
3. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 3 のとおりである。
4. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 末田 晃啓 書記 酒井 智寛
書記 南雲 美幸

	議 事
議 長	ただいまの出席議員は、7 名であります。 定足数に達しておりますので、これより平成 26 年第 2 回更別村議会定例会を開会いたします。 <p style="text-align: right;">(10 時 00 分)</p> 村長より招集の挨拶があります。 岡出村長
村 長	本日ここに、平成 26 年第 2 回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位には、大変ご多忙の中、ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。4 月中旬以降極端な雨不足や、強い降霜、6 月に入ってから記録的な高温と、不安定な天候が続いておりますが、その中で本村農業の主作物得ありますビートに大きな被害を受けましたものの、総じて順調に推移をしております今後の天候に期待をいたしております。懸念される TPP 協議に関しましては、日本の成長戦略として政府は早期の合意を目指し、日米協議を始め各国との協議を加速しており、さらに国際競争力のある農業の企業家的改革を図るべく改革を急いでいるところであります。TPP 協議の懸念に加え、農業の改革案については特に大型畑作・酪農を主とした専業農業地帯の実態とは基本的に大きなずれがあると思っております。ここは大きな正念場、転換期と捉え農業組織関係機関とより連携を密にし、本村農業の維持発展のため全力を尽くしてまいります。皆様方のご指導とご協力をお願いするものであります。本定例会におきましては、所要の報告案件 2 件、条例等の一部改正案件 3 件、過疎地域自立促進計画変更の件、工事契約案件 3 件と、一般会計他特別会計補正予算案件 2 件、合計 11 件についてご審議をお願いするものであります。よろしくお願いを申し上げ開会のご挨拶といたします。
議 長	村長の挨拶が終わりました。 ただちに本日の会議を開きます。
議 長	本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により議長において、1 番高木さん、2 番高橋さんを指名いたします。
議 長	日程第 2、議会運営委員長報告を行います。

さきの本会議において、議会運営委員会に付託をいたしました本定例会の議事、運営等に関し協議決定した内容についての報告を求めます。

松橋議会運営委員長

議会運営委員長

議会運営委員長報告を行います。議会運営委員会において協議、決定した内容をご報告いたします。さきに、第2回村議会定例会の議事運営等に関して、議長から諮問がありましたので、これに応じ6月3日午前10時30分より議会運営委員会を開き、付議事件および議事日程ならびに会期等について慎重に協議をいたしました。その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し検討した結果、本日から6月16日までの7日間と認められました。以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしく願い申し上げます。

議長

委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

議長

日程第3、会期決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、本日より16日までの7日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、会期は7日間と決定しました。

議長

日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷してお手元に配布しておきましたから、ご了承願います。

議長

日程第5、一般行政報告を行います。

一般行政報告は文書で配布されております。

なお、口頭で補足説明を求められておりますので、発言を許します。

岡出村長

村長

それでは口頭により補足をさせていただきたいと存じます。1番の寄付についてでございますけども、2件の寄付がございました。これにつきましてはお目通しをお願いするものであります。2の農作物生育状況についてでございます。別紙の1のとおり6月1日現在の調査をお示しをしております。ほぼ順調に生育をいたしているところでありまして、今年からです、この表を見ていただきたいと思いますというふうにありますが、てん菜の欄を2段にしております。直販が増えたということで今年から2段にて調査報告をさせていただきます。次に3番目の村営牧場の入牧状況についてであります。今年の入牧状況につきましては、422頭ということになってございます。前年度比100頭程減ってございますけれども、これにつきましては個人の預託がですね、増加の傾向にあるということでございます。4番目の更別村情報公開条例の運用につきましては、お目通しをお願いするものであります。5番目の競争入札参加指名停止についてで

ございます。これにつきましては別紙3をご覧くださいと思います。競争入札参加指名停止につきまして、平成26年4月25日に執行した「事務用PC更新、電子カルテ・レセプトコンピュータ用PC購入事業」の入札の際、落札業者が契約を辞退した件について、次のとおり措置をしたので報告するものであります。1番の業者名でございますけれども、キャノンシステムアンドサポート株式会社北海道東営業部帯広営業所でございます。2の措置内容につきましては、指名競争入札参加指名の停止。3の指名停止期間につきましては、平成26年6月6日から平成27年6月5日までの1年間でございます。4番目の指名停止の理由であります。平成26年4月25日に実施した更別村発注の「事務用PC更新、電子カルテ・レセプトコンピュータ用PC購入事業」の入札におきまして、キャノンシステムアンドサポート株式会社北海道東営業部帯広営業所を落札者としたところ、平成26年5月7日辞退届が提出されたものであります。落札決定後、契約締結を辞退する行為は、本村との信頼関係を著しく損なう不誠実な行為でございます。更別村競争入札参加資格指名停止事務処理要領第2条第1項別表第2の16に該当いたしまして、この規定に基づき指名停止の措置を講じたものであります。以上報告といたします。

議 長

これで村長からの一般行政報告を終わります。
これから一般行政報告に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。
ありませんか。

議 長

(ありませんの声あり)

質疑なしと認めます。

議 長

これで質疑を終わります。

日程第6、更別村農業委員会委員の推薦の件を議題といたします。

おはかりいたします。

推薦の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦により1名の方を推薦したいと思います。

これにご異議ありませんか。

議 長

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、推薦の方法は指名推薦によることに決定いたしました。

おはかりいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

議 長

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

農業委員会委員に堂場聰志さんを指名いたします。

地方自治法第117条の規定により除斥に該当すると認められますので、堂場聰志さんの退席を求めます。

(堂場議員退席)

議長 おはかりいたします。
ただいま議長において指名いたしました堂場聰志さんを農業委員会委員に推薦することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。
したがって、堂場聰志さんを農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

議長 日程第7、報告第1号、平成25年度一般会計繰越明許費の件を議題といたします。
報告の説明を求めます。
岡出村長

村長 報告第1号、平成25年度一般会計繰越明許費の件でございます。地方自治法第213条の規定により、平成25年度歳出予算の経費を翌年度に繰越をした件について、地方自治法施行令第146条第2項に基づき別紙のとおり繰越計算書を調整したので、報告するものであります。次のページお願い申し上げます。繰越計算書でございます。本年の3月の定例会におきまして、平成25年度更別村一般会計補正予算第6号にて議決をいただいております、2つの事業について繰越報告するものであります。款6の農林水産業費、項1の農業費、事業名道営事業の負担金であります。金額12,360千円。翌年度繰越額につきましては、同額の12,360千円でございます。次に款9の消防費、項1の消防費、事業名南十勝消防事務組合負担金等でございます。金額につきましては70,544千円。翌年度へ繰越額につきましても同額でございます。財源内訳につきましてはお目通しをお願いするものであります。この南十勝消防事務組合補助金等につきましては、十勝広域消防デジタル無線化に伴う負担金でございます。合計で金額といたしましては、82,904千円。翌年度繰越額につきましても82,904千円となっております。以上報告といたします。よろしくようお願い申し上げます。

議長 説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。
(ありませんの声あり)

議長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終了し、報告済といたします。

議長 日程第8、報告第2号平成25年度株式会社さらべつ産業振興公社、事業報告の件を議題といたします。
報告の説明を求めます。
岡出村長

村長 報告第2号、平成25年度株式会社さらべつ産業振興公社事業報告の件であります。地方自治法第243条の3、第2項の規定に基づき平成25年度株式会社さらべつ産業振興公社事業について報告するものであります。次のページから事業の報告書でございますけれども、報告書の内容につきまして

は産業課の本内参事にいたさせますが、概要について私の方から申し上げさせていたきたいと存じます。厳しい状況の中に集客、収入の確保に努めるとともに、経費の節減によりまして、今年は406千円の当期純利益となったところであります。今年4月からの消費税3%アップ、諸物価の一般的な値上げ等々厳しい状況に変わりはないわけではありますが、周辺先との大規模太陽光発電所の建設と、地方におきましても景気の回復に今後期待をいたしているものであります。以上私の方からは説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

産業課 本内参事

それでは補足説明をさせていただきます。事業報告書の15ページをお開き下さい。まずカントリーパークの利用状況でございますが、コテージの利用件数は、247件で前年より30件の減でございます。利用人数は、1,472名で144名の減となっております。トレーラーハウスにつきましては、159件で7件の増。利用人数は、633名で44名の増となっております。ミニコテージは、251件で64件の増。利用人数は、946名で236名と大きく伸びております。テントサイトは、キャンピングカーサイト・個別テントサイト・フリーテントサイト合わせまして762件で50件の増。利用人数は、2,644名で177名の増となっております。キャンピングカーサイト・個別テントサイトで利用が伸びておりますが、フリーテントサイトの利用は減少しております。全体の利用件数は、1,419件で91件の増。利用人数は、5,695名で313名の増となりました。次に道の駅のレジカウント数でございますが、52,423名で前年より23,372名と大きく増加しております。これにつきましては、今期からカウント可能となりました食堂レジ分の19,609名を加算してございます。物販レジ単独では、32,814名で前年より3,763名の増となっております。続きまして損益計算についてですが、3ページをお開き下さい。道の駅部門・カントリーパーク部門を合算した産業振興公社全体の損益計算書でございます。各部門別の損益計算書は9ページ、12ページにそれぞれございますのでお目通しをお願いいたします。まず純売上高ですが、物産品売上高は40,269,634円となりまして、前年より2,564,737円の増でございます。内訳につきましては、道の駅部門で2,411,214円の増。カントリーパーク部門が、153,525円の増となっております。主な増加要因でございますが、道の駅部門でのポテトチップスの新規取引の増。また札幌市での道産品アンテナショップハグでの売上増加によるものでございます。宿泊施設収入は、13,630,550円で前年より732,550円の増でございます。こちらを全額カントリーパーク部門の売上となっておりますが、冒頭でご説明させていただきました通り、ミニコテージの利用が大きく伸びたことによるものです。食堂売上高は、15,923,713円で43,083円の増加です。こちらは全額道の駅部門の売り上げとなっております。自販機売上高は、3,261,506円で888,811円の減となりました。こちら全額道の駅部門の売上となりますが、たばこの自動販売機を撤去したことにより減少したものでございます。レンタル収入は、1,204,750円で284,750円の増です。こちらは全額カントリーパ

ーク部門の売上となっております。施設管理収入は、9,579,900円で403,200円の増です。これにつきましては、道の駅部門で受託してございます北海道の駐車公園管理委託料が、委託単価の見直しにより増加したことによるものでございます。純売上高の合計は83,870,053円で3,139,509円の増加でございます。増加内訳は、道の駅部門で1,968,684円。カントリーパーク部門で、1,170,825円の増となっております。売上原価の総額は、37,837,783円で1,219,708円の増加でございます。内訳は道の駅部門で1,224,109円の増加。カントリーパーク部門で4,401円の減少となっております。次に販売費および一般管理費でございますが、45,965,399円で137,296円の増加となりました。増加の内訳は、道の駅で59,086円の増。カントリーパーク部門で、78,210円の増となっております。4ページをお開き願います。販売費および一般管理費の内訳でございます。増減の大きかったものについてご説明いたします。まず支払手数料でございます。1,030,441円で前年に比べまして205,312円の増加でございます。これはアンテナショップでの販売量の増加に伴いまして、販売手数料が増加したことによるものでございます。次に役員報酬ですが、2,160,000円で120,000円の減でございます。こちらは役員報酬の減額措置によるものでございます。修繕費につきましては、507,688円で167,089円の減となりました。次に水道光熱費でございますが、6,415,132円で136,974円の増でございます。備品・消耗品費でございます。2,151,160円で151,853円の減。車両維持費でございます。1,351,423円で440,610円の増加でございます。こちらはカントリーパーク部門での芝刈り用トラクターの修繕費、またガソリン等の燃料費の増加によるものでございます。3ページにお戻り願います。純売上高から売上原価および販売費および一般管理費を差し引きました営業利益ですが、66,871円となりまして、前年より1,782,505円の増加となりました。営業外収益、営業外費用を合わせました経常利益につきましては、586,967円で2,036,189円の増加。税引後の当期純利益は、前年より2,036,190円の増加となりまして、全体では406,967円の黒字となりました。部門別では道の駅部門が前年より901,150円増加しましたが、201,384円のマイナス。カントリーパーク部門では、1,135,044円、失礼いたしました。1,135,040円増加となりまして、608,351円のプラスとなっております。2ページをお開き下さい。産業振興公社全体の貸借対照表でございます。各部門別の貸借対照表は8ページ、11ページにございますのでそれぞれお目通しをお願いいたします。資産の部でございます。流動資産は、35,589,044円で1,943,960円の増加でございます。固定資産は、442,921円で50,044円の減でございます。繰延資産はありませんので資産の部合計につきましては、36,031,965円で1,893,924円の増加でございます。負債の部でございます。流動負債につきまして、4,836,040円でございます。1,486,957円の増加となっております。純資産の部でございますが、5ページの株主資本変動計算書をご覧くださいと思います。株主資本の前期末残高につきましては、資本金が32,600,000円。利益準備金が97,800円。その他利益剰余金が、マイナス

1,908,842 円で合計 30,788,958 円でしたが、当期純利益が 406,967 円のプラスとなりましたので、その他利益剰余金がマイナス 1,501,875 円に減少しております。株主資本の当期末残高につきましては、31,195,925 円となりました。2 ページにお戻り下さい。負債資本の部合計につきましては、36,031,965 円で 1,893,924 円の増加となりました。自己資本比率につきましては、86.6%という結果でございました。

以上で補足説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

ありませんか。

(ありませんの声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了し、報告済みといたします。

議長 日程第 9、議案第 32 号、更別村情報公開条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村長 議案第 32 号、更別村情報公開条例の一部を改正する条例制定の件であります。更別村情報公開条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものでございます。1 の理由であります。本条例では、特定の個人が識別され、または識別される、識別され得るもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報は公開しないこととしてございますけれども、当該個人が公開に同意をしているものにつきましては、公開することを可能とするため、この条例を制定しようとするものでございます。2 の要旨でございますが、(1) 公開しない情報の例外規定に、当該個人が公表することに同意をしている情報を追加するというものでございます。次のページが一部改正条例の本文でございますが、現行と改正後の対比を示したものでございます。ただいま説明をいたしました 1 の理由、2 の要旨のとおり改正すべく行うものでございます。2 ページをお願い申し上げますが、第 7 条のですね末尾となりますけれども、当該個人が公表することに同意をしている情報を追加するというところでございます。なお、附則といたしましてこの条例は公布の日から施行することといたしてございます。以上、提案説明といたします。ご審議方よろしくお願いを申し上げます。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長 これで討論を終わります。
これから議案第 32 号、更別村情報公開条例の一部を改正する条例制定の件を裁決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 10、議案第 33 号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
岡出村長

村 長 議案第 33 号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更の件でございます。地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約を次のとおり変更するものでございます。1 番の理由でございますけれども、上川中部消防組合、伊達・壮瞥学校給食組合の解散、および道央廃棄物処理組合の加入による組合格約の変更に伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合からの規約の一部変更について協議の申出があったことから、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものであります。2 の要旨でございますが、(1) 番目の組合格約別表第 1 の市町村・一部事務組合および広域連合から、「上川中部消防組合」および「伊達・壮瞥学校給食組合」を削り、「道央廃棄物処理組合」を加えるという内容でございます。次のページをお願い申し上げます。規約の一部変更する規約でございますが、ただいま説明のとおりでございます。附則といたしまして、この規約は地方自治法第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行するというようにしてございます。以上、提案説明といたします。ご審議方よろしくお願い申し上げます。
説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

議 長 質疑の発言を許します。
(ありませんの声あり)

議 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。
(原案賛成の声あり)

議 長 これで討論を終わります。
これから議案第 33 号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 11、議案第 34 号、北海道市町村総合事務組合格約の変更の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長

議案第 34 号、北海道市町村総合事務組合規約の変更の件でございます。地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更するものであります。1 番の理由であります。上川中部消防組合および伊達・壮瞥学校給食組合の解散、道央廃棄物処理組合の加入、上川中部消防組合の解散による鷹栖町と上川町の消防団が設立されることによる加入、赤平市が滝川地区広域消防事務組合の構成団体となることによる脱退に伴う組合規約の変更について、北海道市町村総合事務組合から規約の一部変更について協議の申出があったことから、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものであります。2 の要旨であります。1 番といたしまして組合規約別表第 1 の市町村・一部事務組合および広域連合から、上川中部消防組合、伊達・壮瞥学校給食組合、赤平市を削り、道央廃棄物処理組合、鷹栖町、上川町を加えるというものでございます。(2)といたしまして、組合規約別表第 2 の共同処理する団体から、上川中部消防組合、伊達・壮瞥学校給食組合、赤平市を削り、道央廃棄物処理組合、鷹栖町、上川町を加えるということでございます。次のページをお願い申し上げます。以上説明したとおりですね、規約を変更する規約の文面でございます。なお附則といたしまして、この規約は地方自治法第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行することといたしてございます。以上、提案説明といたします。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長

これで討論を終わります。

これから議案第 34 号、北海道市町村総合事務組合規約の変更の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第 12、議案第 35 号、更別村過疎地域自立促進市町村計画変更の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長

議案第 35 号、更別村過疎地域自立促進市町村計画変更の件でございま

す。過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、更別村過疎地域自立促進市町村計画を別紙のとおり変更するものであります。理由であります。農村環境改善センター改修事業の実施に伴い、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、更別村過疎地域自立促進市町村計画を変更するものであります。今回の変更に関しましては、農村環境改善センター改修にあたりまして、財政運営に有利となります。過疎対策債の対象事業とすべく、道と協議を進めてまいりました。結果ですね、一部計画内容の変更が必要ということでございまして、このたび変更するものであります。変更部分につきましては、計画書の31ページを見ていただきたいと思います。計画書の31ページ、下の方でございすけども、アンダーラインを引いたところであります。集会施設農村環境改善センター改修事業の防水、屋上防水の次にですね、外壁塗装、ホール等増築他という文面を加えるものでございます。今回の変更に関しましては、資料を提出してございます。資料につきましても同じような内容でございますので、お目通しをお願いするものであります。以上ですね、提案説明とさせていただきます。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。
ありませんか。

議 長

(ありませんの声あり)
質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。
(原案賛成の声あり)

議 長

これで討論を終わります。
これから議案第35号、更別村過疎地域自立促進市町村計画変更の件を採決いたします。

議 長

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長

この際、暫時休憩いたします。
午前11時まで休憩いたします。(10時45分)
それでは休憩前に引き続き会議を開きます。(11時00分)

村 長

日程第13、議案第36号、若葉団地公営住宅建替工事工事請負契約締結の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

議案第36号、若葉団地公営住宅建替工事(建築主体工事)工事請負契約締結の件であります。若葉団地公営住宅建替工事を次のとおり締結しようとするものであります。1の工事名でございすけども、若葉団地公営住宅

建替事業（C・I・J棟）建築主体工事であります。2の工事場所につきましては、更別村字更別南2線96番地。3の契約の方法でございますが、指名競争入札による落札であります。4の契約金額につきましては、131,706千円。5の契約の相手方、ネクサス・山内・小川経常建設共同企業体、代表者帯広市西6条南6丁目4番地、株式会社ネクサス代表取締役社長、曾根一。理由であります、工事請負契約の締結について、更別村議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。本件に関しましては、資料を提出してございます。資料に基づきまして、少し説明を加えさせていただきます。資料の方お願い申し上げます。資料の議案第36号であります。1の入札の日時につきましては、平成26年5月26日に行っております。2の指名業者でございますが、記載の5共同企業体でございます。3の工事内容につきましては、若葉団地公営住宅3棟10戸建築工事でございます。木造平屋建て、延べ床面積799.75㎡でございます。以下ご参照いただきたいと思います。4の工期でございますが、契約の日から平成26年11月10日までとなっております。以上提案説明といたします。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

2番 高橋さん

2番高橋議員

C棟で一軒、一戸ですか。3LDKが一戸あるんですけども、この理由をちょっとお聞かせしたいんですけど。

議 長

佐藤建設水道課長

建設水道課長

はい、説明申し上げます。C・I・Jという中でトータルで40戸考えておりますが、その中のCの中で組み合わせがされて建設されてたということで、他にも3LDKが入っているとでございますが、今年やる工事の中で入ってたのがC棟は3LDKだけだということでございます。

議 長

2番 高橋さん

2番高橋議員

ちょっと言ってる意味が違う、よくわかんないんですけども、要するに自分はなんかその理由があって3LDKにしたのか、それともまあそうでなければ2LDKでもいいんじゃないかなと思う、その辺をちょっと聞きたいんです。そのCRKだかなんだかちょっとわかんないんですけど。

議 長

佐藤建設水道課長

建設水道課長

申し訳ございません。2LDK全てということではなく、3LDKの需要も考えられるのではないかということの中での組み合わせということでございます。

議 長

よろしいですか。

2番 高橋さん

2番高橋議員

まあ2LDKの要望もあるけども、3LDKの要望の人も中にはおられるということで1戸、まあ今回の中では1戸計画してやったっていう理解でよろしいんですか。

議 長

佐藤建設水道課長

建設水道課長 2 番高橋議員 議 長	はい、そうでございます。 はい、わかりました。はい。 よろしいですか。 他に質疑ありませんか。 (ありませんの声あり)
議 長	これで質疑を終了いたします。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議 長	これで討論を終わります。 これから議案第 36 号、若葉団地公営住宅建替工事（建築主体工事）工事請負契約締結の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 14、議案第 37 号、農村環境改善センター改修工事（建築主体工事）工事請負契約締結の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 岡出村長
村 長	議案第 37 号、農村環境改善センター改修工事（建築主体工事）ですが、工事請負契約締結の件であります。農村環境改善センター改修工事を別紙、次のとおり締結しようとするものであります。1 の工事名でございますが、農村環境改善センター改修工事（建築主体工事）であります。2 の工事場所につきましては、更別村字更別南 2 線 96 番地 11。3 の契約の方法、指名競争入札による落札。4 の契約金額であります。61,776 千円。5 の契約の相手方、帯広市西 1 条南 29 丁目 1 番地、岡田建設株式会社、代表取締役岡田俊治でございます。理由であります。工事請負契約の締結について、更別村議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第 2 条に規定により、議会の議決を求めるものであります。本件につきましても資料を提出してございます。資料に基づいて少し説明をさせていただきます。資料議案第 37 号でございます。1 つめの入札日時につきましては、平成 26 年 5 月 26 日に行っております。2 の指名業者であります。記載の 7 社を指名し行ったものであります。3 番目の工事内容であります。既存建物鉄筋コンクリート造、平屋建て 1,308.92 m ² の所要の改修となっております。増築部分につきましては、鉄骨平屋建て 49.85 m ² でございます。以下につきましてはご参照いただきたいと存じます。工期につきましては、契約締結の日から平成 26 年 11 月 20 日までとしてございます。以上、提案説明といたします。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。
議 長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。

		ありませんか。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 37 号、農村環境改善センター改修工事(建築主体工事)工事請負契約締結の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 15、議案第 38 号、動産買い入れの件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。
村	長	岡出村長 議案第 38 号、動産の買い入れの件でございます。次のとおり動産を買い入れしようとするものであります。1 の物品購入事業名でございますが、事務用 P C 更新、電子カルテ・レセプトコンピュータ用 P C 購入事業でございます。2 の納品場所につきましては、更別村字更別。3 の契約の方法であります。指名競争入札による落札。4 の契約金額、14,461,200 円。5 の契約の相手方でございますが、中央コンピューターサービス株式会社十勝営業所、所長川端康仁でございます。理由であります。財産の取得について更別村議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。本件につきましても資料を提出してございます。資料に基づきまして、少し説明を加えさせていただきます。資料議案第 38 号であります。1 の入札の日時でございますが、平成 26 年 5 月 26 日に行っております。2 の指名業者でございますが、記載の 6 社を指名し行ったものであります。3 番目の仕様内容でございますが、ここに書かれているとおりでございますが、役場用の各種 P C 35 台、それからモノクロページプリンター 3 台、診療所用の各種 P C 3 台、その他ソフトウェアでございます。4 の納入期限につきましては、契約締結の日から平成 26 年 9 月 30 日までとしてございます。以上、提案説明といたします。ご審議方よろしくお願い申し上げます。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。
7 番本多議員		7 番 本多さん 契約金額ですが、前回契約して破棄になったんですけども、この金額が前回と比べると 3,000 千円ほど違うかと思うんですけどもその内容についてちょっと説明下さい。
議	長	三好副村長

副 村 長 入札の金額につきましてはですね、業者の方で積算してくるものですから、その詳細っていうものは不明なんですけど、たまたま前回と大きく金額が変わったというのはやはり積算の中でですね、漏れてた部分があったということで今回大きく落札金額が増えたというような状況になるかと思
います。

議 長 7番 本多さん
7番本多議員 コンピューターとかその他の機材が特に増えたとかということではなくて、内容前回とちょっと変わったということで変わったということですか。

議 長 三好副村長
副 村 長 今回のですね、発注の仕様につきましては前回と同額で、同様でございます。あくまでも積算での違いということが結果として出てきてるかと思
います。

議 長 よろしいですか。
他に質疑ありませんか。
(ありませんの声あり)

議 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。
(原案賛成の声あり)

議 長 これで討論を終わります。
これから議案第38号、動産買い入れの件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第16、議案第39号、平成26年度更別村一般会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
岡出村長

村 長 議案第39号、平成26年度更別村一般会計補正予算(第2号)の件であります。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,532千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,264,505千円とするものであります。今回の補正の内容でございますが、歳出6ページをお願い申し上げます。6ページは歳出であります。款2の総務費、項1の総務管理費、目1の一般管理費で8,383千円を追加するものであります。内訳でありますが、13の委託料におきまして3,780千円。19の負担金補助及び交付金におきまして4,603千円を追加させていただくものであります。この補正に関しましては、法律の規定によりまして社会保障税番号制度、整備が義務付けられまして、平成26年の7月から平成28年度までにこれらの整備を整えんきゃならんということでございます。そのシステムの整備につきまして、13の委託料におきまして、3,780千円。19の負担金補助

交付金におきまして、これはコンピュータシステムの改修でございますが、4,603千円追加をするものであります。次に款4の衛生費、項4の下水道費、目1の下水道費で300千円の追加であります。これは28の繰出金で、繰出金を補正するものでございますけれども、浄化センター電気設備の監視装置更新を予定してございますけれども、補助事業にするにはですね、実勢価格の調査を、調査がですね、必要になったために今般300千円を追加するものであります。次に款8の土木費、次のページをお願い申し上げます。項3の住宅費、目2の賃貸住宅建設促進費で9,600千円の追加であります。19負担金補助交付金で9,600千円追加するものであります。近年のですね、村の人口動態、また村内の住宅事情等をですね、鑑みまして1棟を建設したいと思っております。これらにつきましては、来春のですね、異動期に備える意味も含めまして、今般整備を図ってまいるのでございます。次に10の教育費、項7の教育諸費、目3の財産管理費であります。249千円を追加するものでございます。11の需要費で249千円追加するものであります。教員住宅の修繕費でありまして、急遽ですね住宅のボイラーが老朽、取替えが必要になりまして、既定の予算では賄えないということでございまして、今般補正をさせていただくものであります。次に歳入5ページをお願い申し上げます。5ページ歳入でございますが、款9の地方交付税、項1の地方交付税、目1の地方交付税におきまして、14,621千円追加であります。所要のですね、特定財源を差し引きまして交付税で調整財源とするものであります。次に款13国庫負担金、項2の国庫補助金、目1の総務費国庫補助金であります。これにつきましては新たに目を設けまして3,911千円を追加するものであります。これは歳出で説明したとおり補助金でございまして、社会保障税番号システム整備補助金として3,911千円をカウントいたしているところであります。以上、提案説明といたします。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

- 議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。
(ありませんの声あり)
- 議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。
(原案賛成の声あり)
- 議 長 これで討論を終わります。
これから議案第39号、平成26年度更別村一般会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議 長 日程第 17、議案第 40 号、平成 26 年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
岡出村長
- 村 長 議案第 40 号、平成 26 年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の件であります。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 300 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 179,033 千円とするものであります。歳出から説明を申し上げます。6 ページをお開き願いたいと存じます。6 ページは歳出であります。款 2 の事業費、項 1 の下水道整備費、目 1 の下水道建設費におきまして 300 千円の追加であります。一般会計でも申し上げましたけれども、浄化センターの電気設備監視装置を更新、補助事業で更新したいということでございます。その際にですね、道の指導もございまして実勢価格調査をしなければならぬことになりまして、この実勢価格調査を専門機関に委託するものであります。300 千円の追加であります。次に歳入 5 ページをお願い申し上げます。5 ページは歳入でございます。款 4 の繰入金、項 1 の他会計繰入金、目 1 の一般会計繰入金で 300 千円の追加であります。調査費につきまして、全額ですね一般会計からの繰入金で賄うということでございます。以上、提案説明といたします。ご審議方よろしくお願い申し上げます。
- 議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。
(ありませんの声あり)
- 議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。
(原案賛成の声あり)
- 議 長 これで討論を終わります。
これから議案第 40 号、平成 26 年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
- 議 長 日程第 18、意見書案第 5 号、平成 26 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
3 番 赤津さん
- 3 番赤津議員 それでは意見書案第 5 号の説明をしたいと思います。平成 26 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提案理由を申し上げます。内容につきましては別紙をご参照いただき、要点のみ申し上げます。労働基準法は労働条件の決定は、労使が対等な立場で行うものと定めていますが、最低賃

金の影響を受ける多くの非正規労働者やパートタイム労働者は、労働条件のほとんど関与することができません。「最低賃金はできる限り早期に全国最低 800 円を確保し、景気状況に配慮しつつ平成 32 年までに全国平均 1,000 円を目指す」とされたことを受け、北海道地域最低賃金はここ 7 年間で 90 円引き上げられましたが、審議会においては引上げ額のみが論議され、あるべき水準の引き上げができていない現状にあります。また、生活保護費とのかい離も依然解消されておられません。現在の地域別最低賃金は、高卒初任給等の一般的な賃金の実態を十分に反映できておらず、北海道内勤労者の有効なセイフティネットとして十分に機能しているとは言えません。地域別最低賃金を有効に機能させるためには、適正な水準への引き上げや事業所に対する指導監督の強化、および最低賃金の履行確保が極めて重要な課題となっております。このことから平成 26 年度の北海道最低賃金の改正にあたり、別紙意見書を松橋議員の賛成を得て提出をするものであります。ご賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げ提案理由といたします。

- 議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。
(ありませんの声あり)
- 議長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。
(原案賛成の声あり)
- 議長 これで討論を終わります。
これから意見書案第 5 号、平成 26 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 異議なしと認めます。
したがって、意見書案第 5 号は原案のとおり可決されました。
- 議長 日程第 19、意見書案第 6 号、地方財政の充実・強化を求める意見書の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

4 番 松橋さん

- 4 番松橋議員 意見書案第 6 号、提案理由を申し上げます。地方財政の充実・強化を求める意見書の提案理由を申し上げます。内容につきましては、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など、地方自治体が担う役割は年々拡大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税および一般財源総額を確保する必要があります。また、経済財政諮問会議などで法人実効税率の見直しや償却資産に係る固定資産税の減免などが議論されていますが、公共サービスの質の確保をはかるためにも、安定的かつ地域偏在

性の小さい地方税財源を確立することが極めて重要です。地方自治体の実態に見合った歳出・歳入を的確に見積もるためには、国と地方自治体の十分な協議を保障した上で、地方財政計画、地方税、地方交付税のあり方について決定する必要があります。公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、平成 27 年度の地方財政計画、地方交付税および一般財源総額の拡大にむけて、別紙意見書を、堂場議員の賛成を得て提出するものです。ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げて提案の理由といたします。

- 議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。
(ありませんの声あり)
- 議長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。
(原案賛成の声あり)
- 議長 これで討論を終わります。
これから意見書案第 6 号、地方財政の充実・強化を求める意見書の件を
裁決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 異議なしと認めます。
したがって、意見書案第 6 号は原案のとおり可決されました。
- 議長 日程第 20、意見書案第 7 号、義務教育費国庫負担、国庫負担制度堅持・
負担率 2 分の 1 への復元、「30 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改
善、就学保障充実など平成 27 年度国家予算編成における教育予算確保・
拡充に向けた意見書の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
6 番 堂場さん
- 6 番堂場議員 意見書案第 7 号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 の復元、
「30 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など平
成 27 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の提
案理由を申し上げます。内容につきましては、別紙を参照いただき、要点
のみ申し上げます。義務教育費国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保
として国が責任を果たすものであり、教育の機会均等を保障する重要なも
のです。この制度の堅持と「三位一体改革」で削減された負担率を 2 分の
1 へ復元するなどの制度改善が極めて重要です。また、教職員定数の拡充
は喫緊の課題であり、住む地域に関係なく子どもたちに行き届いた教育を
保障するためには、「教職員定数の改善」と「学級基準編製の制度改正」
および「30 人以下学級」の早期実現が不可欠であります。これらのこと
から、別紙意見書を、本多議員の賛成を得て提出するものであります。ご
賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして提案の理由といたし

議 長 ます。
 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
 質疑の発言を許します。
 （ありませんの声あり）

議 長 質疑なしと認めます。
 これで質疑を終わります。
 これから本案に対する討論を行います。
 討論の発言を許します。
 （原案賛成の声あり）

議 長 これで討論を終わります。
 これから意見書案第7号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など平成27年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の件を採決いたします。
 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
 （異議なしの声あり）

議 長 異議なしと認めます。
 したがって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第21、意見書案第8号、道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の件を議題といたします。
 提案理由の説明を求めます。
 7番 本多さん

7番本多議員 意見書案第8号の提案理由を申し上げます。道教委「新たな学校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の提案理由を申し上げます。内容につきましては、別紙をご参照いただき、要点のみ申し上げます。道教委は、「新たな高校教育に関する指針」に基づき、高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきました。再編・統合、募集停止の対象とされた高校では入学希望者の激減する現象が生じており、子どもの進学を機に地元を離れる保護者も現れ、過疎化や、経済、産業、文化などに影響を及ぼし、結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等で精神的・身体的な負担が増大し、保護者の経済力によっては通学断念にまで追い込まれかねないといった実態も報告されています。また、キャンパス校や小規模校のある地域にも不信と不安をもたらしています。「新たな学校教育に関する指針」に基づく「配置計画」が進めば、北海道の高校の約43%がなくなることになり、これはそのまま「地域の切り捨て」、ひいては北海道地域全体の衰退につながります。したがって、広大な北海道の実現にそぐわない「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、地域に高校を存続させ、子ども達にゆたかな後期中等教育を保障していくべきです。そのために、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」、「高校教育制度」を創り出すことを求め、別紙意見書を、高木議員の

- 賛成を得て提出するものです。ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。
- 議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。
(ありませんの声あり)
- 議長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。
(原案賛成の声あり)
- 議長 これで討論を終わります。
これから意見書案第8号、道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 異議なしと認めます。
したがって、意見書案第8号は原案のとおり可決されました。
- 議長 日程第22、意見書案第9号、憲法解釈の変更による集団的自衛権行使容認を行なわないことを求める意見書の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
1番 高木さん
- 1番高木議員 意見書案第9号、憲法解釈の変更による集団的自衛権行使容認を行なわないことを求める意見書の件についてご説明申し上げます。憲法解釈の変更による集団的自衛権行使容認を行なわないことは、安倍首相は、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の報告を受け、集団的自衛権の行使容認に向けて憲法解釈の変更を検討する基本的考えについて表明いたしました。しかし、歴代政権は、憲法9条で許される自衛権の行使は「わが国を防衛するための必要最小限度の範囲」とし、「集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えることで、憲法上許されない」との見解を示してきています。時の内閣の一存で、憲法解釈を変更して集団的自衛権行使を容認することは、長年時間をかけて積み上げてきた国会論議や国民合意をくつがえし、民主主義をないがしろにすることになります。また、最高法規としての憲法の権威を失わせ、立憲主義を否定することにつながるなど、法治国家として成り立たなくなる懸念もでてきます。ひとたび集団的自衛権の行使を認めてしまえば、仮に必要最小限としても「海外で武力行使はできない」とする憲法9条の歯止めはきかなくなり、自衛とは無関係に、他国が引き起こす紛争など、行使の範囲は無制限に広がる危険性があります。よって、政府においては、憲法解釈の変更による集団的自衛権行使容認を行わないことを強く要望するため、別紙意見書を、松橋議員の賛成を得て提出するものです。ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。
議	長	これで討論を…。
2 番高橋議員		2 番 高橋さん ただいまの意見書でございますけれども、安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会が出てきて、その中で集団的自衛権の行使容認に向けての憲法解釈の変更を行いたいという政府の考えでございますけれども、第9条で示される自衛権の行使は我が国を防衛するための必要最小限度の範囲とし、日本の船などが他国に行ってそれを防衛するにはやはり日本のある程度の容認は必要かと私は思いますので、この意見書に対することを私は反対いたします。
議	長	原案に賛成者の発言を許します。
1 番高木議員		1 番 高木さん 先程の提案理由を申し上げたとおり、現段階において国民合意もまだ得られていない中、憲法解釈を変更しての容認についてはまだ当分議論が必要ではないかということで意見書案として提出したいと思っています。
議	長	それではですね、これから意見書案第9号、憲法解釈の変更による集団的自衛権行使容認を行なわないことを求める意見書の件を起立により採決いたします。 この採決は起立によって行います。 おはかりいたします。 本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。
議	長	はい、よろしいです。 起立多数で、本案は原案のとおり可決されました。 日程第23、意見書案第10号、憲法解釈変更による「集団的自衛権の行使容認」に反対する意見書の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。
4 番松橋議員		4 番 松橋さん 意見書案第10号、憲法解釈変更による「集団的自衛権の行使容認」に反対する意見書の提案理由を申し上げます。内容につきましては、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。安倍晋三首相は、首相の私的諮問機関である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の「報告書」を受け、集団的自衛権の行使について、従来の「憲法9条の制約から保有するが行使できない」とする憲法解釈を変更し、国会審議や国民の声を聞くことなく、閣議決定によって「行使を容認」しようとしています。「安保法制懇談会」の「報告書」では、行使の要件として、「放置すれば日本の

安全に大きな影響が出る場合」などを挙げ、「集団的自衛権の抑制的な行使」を求めています。いったん行使を認めれば、こうした要件は拡大解釈が可能となり、活動範囲にも歯止めが利かなくなることは明らかです。このような解釈変更によって「実質的な改憲」を行い、憲法前文や第9条によって禁じられている集団的自衛権の行使を、時々政府や国会の判断で容認することはあってはならないことです。国においては、集団的自衛権に関するこれまでの政府見解を堅持し、集団的自衛権の行使に道を開く憲法解釈の変更を断じて行わないよう要請するため、別紙意見書を、赤津議員の賛成を得て提出するものです。ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして提案の理由といたします。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

議長 (ありませんの声あり)
これで質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

2番高橋議員 2番 高橋さん
結論は反対なんですけども、先程の9号と反対理由は自分としては同意見でありますので、そういうことでよろしいですか。結論の反対だけをと
いうことでよろしいですか。ではこの意見書については反対でございます。

議長 はい。
原案に賛成の発言を許します。

4番松橋議員 4番 松橋さん
国民の合意がない中での憲法改正を目指す首相の判断は早々であると思
います。私は原案、意見書の提案理由を賛成といたします。

議長 これから意見書案第10号、憲法解釈変更による「集団的自衛権の行使
容認」に反対する意見書の件を起立により採決いたします。
この採決は起立によって行います。

おはかりいたします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

はい、よろしいです。
したがって本案は原案のとおり可決されました。

先程、再度言います。起立多数ということで4人の方が起立されまして、
2名が着席ですので、起立多数ということで本案は原案のとおり可決され
ました。

議長 日程第24、請願第1号、規制改革会議意見書の取扱いに関する請願書
の件を議題といたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております請願第1号、規制改革会議意見書の取扱
いに関する請願書の件は、産業文教常任委員会に付託したいと思
います。

これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
異議なしと認めます。

議長 したがって、請願第1号、規制改革会議意見書の取扱いに関する請願書の件は産業文教常任委員会に付託することに決定しました。
おはかりいたします。

議長 議事の都合により6月11日から6月12日までの2日間、休会いたしたいと思えます。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
異議なしと認めます。

議長 したがって、6月11日から6月12日までの2日間休会することに決定しました。
以上で本日の日程は全部終了いたしました。
本日は、これをもって、散会いたします。

(11時45分)